職員の給与の男女の差異の情報公表（令和4年度実績）

特定事業主名： 坂戸、鶴ヶ島水道事業団

1．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	93.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.8 %
全職員	90.3 %

2．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	96.2 %
本庁課長相当職	ー %
本庁課長補佐相当職	95.9 %
本庁係長相当職	102.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	88.7 %
31～35年	ー %
26～30年	92.5 %
21～25年	101.3 %
16～20年	ー %
11～15年	ー %
6～10年	108.7 %
1～5年	105.3 %

【説明欄】

※ 一方の性別に該当する職員がいない場合は「ー」と表示している。
※ 「任期の定めのない常勤職員」の所定勤務時間を基礎として「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の人員数を換算している。
※ 他の地方公共団体等からの派遣職員は、派遣元における勤続年数を通算している。

次の要因により、男女間における平均給与額の差異が生じている。
・扶養手当の受給割合について、女性職員よりも男性職員の方が大幅に高いため。
・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、該当者の総数が少なく、給与の総支払額が高い職員が男性であったため。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。